平成２７年（フ）第２４７７号
大阪府東大阪市小若江２丁目４番16号　シティパルユー　103号
債務者　松葉　広志
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１０号
大阪市西区本田２丁目10番３号403
債務者　足立　隆司
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４６号
大阪市旭区高殿５丁目１番９―401号
債務者　出口　知子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６２号
大阪府茨木市本町６番１号　本町ハイツ202号
債務者　山西　哲生
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６号
神戸市垂水区南多聞台３丁目８番28号
債務者　吉岡　康行
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０９号
神戸市須磨区養老町１丁目６番４号、従前の住所神戸市長田区戸崎通３丁目６番９号　ＤＡＩＭＯＮ西代403号
債務者　森脇由起子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１９号
神戸市中央区宮本通４丁目６番10号　第２ジャムコビル301号、従前の住所京都市上京区新町通上御霊前上る東入岩栖院町50番地
債務者　入矢　明子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５０号
広島市東区牛田新町２丁目４番１―302号
債務者　白名　良正
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７９号
広島市西区大芝１丁目19番２―305号
債務者　増谷　和子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
宮城県大崎市田尻沼部字北山27番地４
債務者　千坂　義幸（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
宮城県加美郡色麻町四竈穴堰11番地
債務者　伊藤　竜也
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
宮城県石巻市相野谷字旧会所脇42番地、前住所宮城県桃生郡北上町橋浦字西５番地
債務者　川村　洋子（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
秋田県男鹿市五里合中石字南浜野53番地
債務者　伊藤　秀男
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美979番地４
債務者　田村　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５７号
群馬県みどり市笠懸町鹿3993番地45
債務者　岡部　真美
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１７９号
金沢市泉本町５丁目78番地１　県営住宅２棟14号、従前の住所金沢市泉本町５丁目90番地１（従前々の住所）岐阜県本巣郡北方町北方1857番地
債務者　山本　享子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
石川県羽咋郡宝達志水町今浜ム210番地１
債務者　堂髙　　修
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部